

有効期間満了日 令和7年3月31日

熊少第112号

令和2年3月18日

熊本県学校・警察相互連絡制度実施要領の制定について（通達）

熊本県学校・警察相互連絡制度については、「少年警察活動規則」（平成14年国家公安委員会規則第20号）、「熊本県少年警察活動に関する訓令」（平成20年熊本県警察本部訓令第16号）及び「熊本県学校・警察相互連絡制度実施要領の制定について（通達）」（平成28年12月20日付け熊少第554号）に基づき運用しているところであるが、別添「熊本県学校・警察相互連絡制度実施要領」のとおり、学校から警察への連絡に対する措置、学校・警察相互連絡実施管理簿の記載要領等を一部変更して運用することとしたので、学校との連携の一層の強化を図り、個人情報の管理を徹底するなど適正かつ効果的な運用に努められたい。

なお、本通達は、令和2年4月1日から実施することとする。

別添

熊本県学校・警察相互連絡制度実施要領

1 趣旨

学校及び警察が、児童生徒の非行等に関する一般的な情報はもとより、非行防止、被害防止、安全確保等に関する具体的な情報を相互に連絡して、児童生徒に係る再非行や犯罪の被害防止等に努め、もって児童生徒の健全な育成を図ろうとするものである。

2 実施機関

本制度を運用するために、警察本部及び各警察署（以下「警察」という。）と協定書を取り交わした上で、相互連絡を実施している機関（以下「学校」という。）は、次のとおりである。

- (1) 熊本県教育庁並びに熊本県立の中学校、高等学校及び特別支援学校
- (2) 熊本県内の市町村教育委員会並びに熊本県内の市町村立小学校、中学校及び特別支援学校
- (3) 熊本県内の学校組合教育委員会並びに熊本県内の学校組合立小学校及び中学校
- (4) 熊本県私学中学高等学校協会並びに熊本県私学中学高等学校協会に加盟する中学校及び高等学校
- (5) 熊本大学教育学部附属の小学校、中学校及び特別支援学校
- (6) 熊本高等専門学校

3 連絡責任者等

本制度の円滑な運用を図るため、警察に連絡責任者、連絡担当者及び連絡担当補助者を置く。

(1) 連絡責任者

連絡責任者は、警察本部にあつては生活安全部少年課長（以下「少年課長」という。）、交通部交通機動隊長及び交通部高速道路交通警察隊長、警察署にあつては警察署長とする。

(2) 連絡担当者及び連絡担当補助者

連絡担当者及び連絡担当補助者（以下「連絡担当者等」という。）は、連絡責任者が指定する者をもって充てることとするが、原則として警察署における連絡担当者にあつては事案担当課の課長、連絡担当補助者にあつては事案担当課の警察職員又はスクールサポーターとする。

4 連絡対象事案

本制度の連絡対象となるのは、学校と警察との相互の連携活動が必要と認められる次に掲げる事案とする。

(1) 警察から学校への連絡事案

- ア 犯罪少年に係る事案
- イ 触法少年に係る事案
- ウ ぐ犯少年に係る事案
- エ 不良行為少年に係る事案
- オ いじめ等問題行動に係る事案
- カ その他連絡責任者が必要と認めた事案

(2) 学校から警察への連絡事案

- ア いじめ、非行等問題行動に係る事案
- イ 犯罪被害に係る事案
- ウ 安全（交通安全を含む。）に係る事案
- エ その他校長等が必要と認めた事案

5 警察から学校への連絡方法等

(1) 警察から学校への連絡基準

警察から学校への連絡基準については、別紙「学校連絡基準」のとおりとする。

(2) 学校連絡表の作成

ア 不良行為事案を除く事案の学校連絡は、事案を主管する係において、事案の概要、児童生徒の氏名、保護者への連絡状況その他必要な事項を記載する学校連絡表（別記様式第1号）を作成の上行うこと。ただし、交通警察に関する事案については、交通警察事案学校連絡表（別記様式第2号）を作成の上行うこと。

イ 不良行為事案は、学校連絡表の作成は要せず、少年補導票をもって代えることができる。

(3) 学校への連絡

学校への連絡は、学校連絡表、交通警察事案学校連絡表（以下「連絡表」という。）又は少年補導票の決裁後、連絡担当者等が面接又は電話により行うこと。

なお、少年補導票の決裁は、同票右上余白に学校連絡要否の伺いを記載する方法で行うこと。

(4) 連絡時期

ア 逮捕事案にあつては、原則としてその都度、任意事案にあつては送致（付）又は通告した時点とすること。ただし、送致（付）又は通告が、在籍する学校の卒業後になることが予想される場合等は、学校における指導の時期を失することがないように留意すること。

イ 不良行為事案については、原則としてその都度行うこと。

ウ その他連絡責任者が必要と認めた事案については、連絡表の決裁後、速やかに行うこと。

(5) 少年補導票への記録

不良行為少年を学校連絡した場合は、少年補導票の右上余白にその旨を記録すること。

(6) 他都道府県警察から情報提供を受けた場合の措置

他都道府県警察から、少年カード、少年補導票等により、学校連絡基準を満たす情報の提供を受けた場合は、当該少年の住居地を管轄する警察署の少年担当係が処理警察署等と協議の上、必要に応じて連絡表を作成して学校に連絡を行うこと。ただし、少年補導票による情報提供の場合は、連絡表の作成は要せず、同補導票の余白に学校連絡要否の伺いを記載する方法で行うこと。

6 学校から警察への連絡に対する措置

本制度に基づき学校から連絡を受けた場合は、電話録取書、口頭録取書、相談等カード又はスクールサポーター勤務日誌等に連絡内容及び処理経過を記載して連絡責任者に報告、決裁を受けるなど組織的な対応を図ること。

なお、当該事案が犯罪等を構成する場合は、関係法令に基づき速やかに捜査又は調査を遂げるとともに児童生徒の適切な処遇や被害者の保護等の必要な措置をとること。

7 学校・警察相互連絡実施管理簿による管理

(1) 連絡責任者は、本部にあつては連絡担当者が所属する係、警察署にあつては少年担当係に学校・警察相互連絡実施管理簿（別記様式第3号。以下「管理簿」という。）を備え付けること。

(2) 連絡表は、事案を主管する係において連絡が終わり次第、少年担当係へ交付し、交付を受けた少年担当係において管理簿に記載後、管理簿とともに保管すること。

なお、少年補導票の決裁により連絡した場合は、少年担当係において確実に記載すること。

(3) 学校から警察への連絡を受けた警察職員は、本部にあつては少年課、警察署にあつては少年担当係に連絡し、少年担当係の連絡担当者等は、学校から連絡を受けた事案ごとに確実に管理簿へ記載すること。

なお、学校から同一の児童生徒に対する継続的な連絡を受けた場合は、管理簿の連絡年月日欄や備考欄にその旨を記載するなどして同一事案として管理し、同一の児童生徒に対する異なる事案の連絡を受けた場合は、別事案として、新たに管理簿に記載すること。

8 配意事項

連絡にあたっては、次のことに配意するものとする。

(1) 個人情報の保護

警察から学校への情報提供は、少年警察活動規則（平成14年国家公安委員会規則第20号）第13条第1項及び同規則第14条第1項に基づき実施するもの

であり、熊本県個人情報保護条例（平成12年熊本県条例第66号）に抵触するものではないが、個人情報の保護の重要性を認識し、本制度の趣旨を逸脱した提供をしてはならない。

(2) 人定事項の正確な把握

不良行為少年の補導において、学校名等を偽称する事案も認められることから、人定事項を聴取する場合は、学生証その他の書面及び保護者への連絡等の方法により確実な把握に努めること。

人定事項の確認が未了である事案は、学校への連絡を差し控えること。

(3) 正確な連絡

学校連絡にあっては、正確な連絡に配慮するものとし、感情的又は推定的な言動は慎むこと。

(4) 被連絡者

警察から学校への連絡は、副校長、教頭又は生徒指導担当の主任者を選定して実施すること。

(5) 制度浸透のための広報

あらゆる機会を通じて本制度の趣旨、概要等を浸透させるための広報を実施すること。

特に学校には、入学説明会、PTA会合等において、保護者への周知を徹底するよう働きかけること。

(6) 保護者等の理解と協力

学校への連絡に当たっては、保護者の承諾を必要とするものではないが、できるだけ早い段階で保護者に対して、本制度に基づき学校へ連絡している旨の事前説明を行うとともに、児童生徒又は保護者自らが、在籍する学校に申告するよう指導すること。

9 報告

(1) 本制度の報告要領については、管理簿に記載した内容を基に、「学校・警察相互連絡実施結果報告」（別記様式第4号）により、毎月分を翌月の5日までに少年課長を経て報告すること。

(2) 本制度を運用するに当たり、意見、苦情等が寄せられた場合や紛議を醸すおそれが生じたときは、少年課長を経て速報すること。

※ 別紙、別記様式（略）